

まちづくりに伴う埋蔵文化財発掘調査

平時は県の文化財の指定保護・活用等の業務を主とする文化財課(旧文化財保護課)では、発災翌々日の13日から職員が被災地に入り、文化財の被災状況の把握を行った。被災した文化財は指定・未指定に関わらず早急に保全する必要があるため、文化庁と連絡調整を行い、3月29日に文化庁に対して文化財の救援要請を行った。その結果、4月1日から東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)が実施されることとなった。

埋蔵文化財については、発災翌週に兵庫県教育委員会から送られた記録集「震災から文化財を守る」が実質的なマニュアルとなり、これに今回の震災の特徴である津波被害を勘案して対応を進めた。埋蔵文化財の保護と復旧工事は相反する部分があり、県は緊急性を考慮し、3月30日、緊急を要する工事について、文化財保護法に基づく届出等を不要とすることを各市町村教育委員会に通知した。

復興事業に伴う発掘調査の実施に当たっては、「東日本大震災に伴う埋蔵文

化財保護に関する会議」(第1回開催平成23年7月)において、埋蔵文化財の取扱い・発掘調査の費用負担・調査体制の強化等について、文化庁と問題点等の協議を行った。

発掘調査では、気仙沼市の波怒棄館遺跡から貝塚が、山元町の合戦原遺跡の横穴墓から線刻壁画が発見される等、震災に伴う調査成果により地域の歴史を新たに解き明かすこととなった。

津波で被災した遺跡数

市町	被災遺跡	市町	被災遺跡	市町	被災遺跡
気仙沼市	37	松島町	46	仙台市	39
南三陸町	32	利府町	5	名取市	39
女川町	33	塩竈市 <small>しおがま</small>	66	岩沼市	10
石巻市	74	七ヶ浜町	34	亶理町 <small>わた ちりょう</small>	9
東松島市	59	多賀城市	14	山元町	22
合計					519

出典：東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録(中間報告)(宮城県)

R3	R1/H31	H30	H29		H28		H27		H24		H23		年
10	8	11	12	3	5	3	5	6	4	3	11	10	月
29	7	3	28	31	31	25	5	20	25	26	25	21	日
<ul style="list-style-type: none"> ・自治法派遣職員受入終了 ・「東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録」(中間報告)を発刊 ・山元町合戦原遺跡の移設された線刻壁画を山元町歴史民俗資料館で一般公開 ・三陸沿岸道路建設に伴う本発掘調査完了(気仙沼市忍館城跡) ・大規模復興事業に伴う本発掘調査完了(石巻市中沢遺跡) ・「宮城県被災文化財等保全連絡会議」発足(平成29年3月31日) ・第1回「復興道路会議」(国土交通省 県土木部主催)で三陸沿岸道路常盤自動車道が復興道路に位置付けられる ・三陸沿岸道路建設に伴う発掘調査開始(多賀城市山王遺跡(八幡)) ① 県教育委員会で自治法派遣職員の受入開始 ・第1回「東日本大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る派遣専門職員会議」(派遣職員を対象に文化庁主催)以降毎年上期下期2回開催 ・住まいの確保に係る事業に伴う発掘調査開始(南三陸町松崎館跡) ・第1回「復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査にかかる連絡調整会議」を開催(宮城県教育委員会主催)(平成24、25年度各1回、平成26、27年度各1回開催) ・山元町合戦原遺跡の発掘調査で線刻壁画が発見される ・県教育委員会から市町村教育委員会に「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いの終了について」の通知発出 ・住まいの確保に係る事業に伴う本発掘調査完了(山元町合戦原遺跡) ・自治法派遣職員受入終了 ・「東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録」(中間報告)を発刊 ・山元町合戦原遺跡の移設された線刻壁画を山元町歴史民俗資料館で一般公開 ・三陸沿岸道路建設に伴う本発掘調査完了(気仙沼市忍館城跡) ・大規模復興事業に伴う本発掘調査完了(石巻市中沢遺跡) 													

												H23	年
												3	月
												11	日
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の埋蔵文化財担当者で電話やメール等で被害状況を確認 ・兵庫県教育委員会による記録集をマニュアルにし、取扱い等について検討を開始 ・文化庁から県教育委員会に「東北地方太平洋沖地震に伴う復旧事業に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について」の通知発出 ・県教育委員会から文化庁に対し「東北地方太平洋沖地震による被災文化財の支援について」の救援要請 ① 県教育委員会から市町村教育委員会に「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて」の通知発出 ・文化庁が「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)」を実施(平成24年3月31日) ・文化庁主催「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会協力者会議」において状況を報告 ・文化庁から県教育委員会に「東北地方太平洋沖地震に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」の通知発出 ・「県内市町村教育委員会文化財担当者会議」を開催 ① 県教育委員会が市町村教育委員会に「東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」の通知発出 ・第1回東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議(文化庁主催、被災三県市、復興庁各県復興局、震災復興関係部局ほか)平成23年度8回、平成24年度7回、平成25、26年度各4回、平成27年度3回、平成28年度2回開催 ・文化庁より各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長、総務部長宛てに埋蔵文化財専門職員の派遣について依頼 													

① 転機となった取組等



山元町合戦原遺跡 横穴墓の「線刻壁画」(山元町歴史民俗資料館)



気仙沼市波怒棄館遺跡 現地説明会



城跡を横断する三陸沿岸道路(気仙沼市小屋館城跡)



東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議

何が起ったのか

多くの遺跡や収蔵施設が被災

発災直後〜平成23年4月下旬
沿岸部は航空写真等で被害を確認

東日本大震災は、建造物や美術工芸品、埋蔵文化財等の文化財に対しても、深刻な被害をもたらした。

文化財課（旧文化財保護課）では、発災当日に各市町村の担当者に電話や電子メールで連絡を試みたが、通じない状況であったことから、県内の指定文化財等の被害状況を把握するため、県職員が13日から現地に入り、被害状況の把握に回った。県内には旧石器時代から明治時代まで約6200か所の遺跡が存在し、発災直後は津波の浸水地域には近づくことができなかったため、沿岸部15市町については、遺跡地図や国土地理院等が撮影した航空写真、住宅地図等を用いて、遺跡範囲内の津波被害状況等を把握した。

阪神・淡路大震災時の兵庫県教育委員会の対応をまとめた記録集が実質的なマニュアルとなった。しかし、今回の震災の特徴である津波被害への対応等については前例がなく、国や関係機関と共に検討しながら進める必要があった。

文化財保護課職員

「発災直後は市町村と連絡がとれない状況でした。埋蔵文化財の中には、国や県の史跡もあるため、各指定文化財について県職員ができる限り確認しようと、13日から可能な範囲で現地に入りました。そのうち、少しずつ市町村の担当者と連絡がとれるようになってきましたが、避難所対応で忙しい状況もあり、各市

町村の状況に合わせて県職員が見て回ることもありました」

「発災の翌週に、阪神・淡路大震災のときの記録集（震災から文化財を守る）を兵庫県教育委員会から送っていただきました。何をやるべきなのか、大変参考になりました」

「阪神・淡路大震災のときは、埋蔵文化財発掘の権限が国にありましたが、地方分権改革により平成12年に都道府県に権限委譲されましたので、最終的に決めるのは、文化庁ではなく県となりました。ただ、東日本大震災では、被害が広域にわたっていたため、文化庁が通知を出し、それを受けて県の方で取扱いを決めるような形となりました」

「津波が及んだ遺跡数は519であることが分かりました。また今まで調査で出土した土器・石器などの資料を保管した展示施設や収蔵施設も被害を受けたため、その被害状況の把握も行いました」

「内陸部では地震の揺れによる建物の倒壊や遺物を収納した箱が崩れるなどの被害がありました。沿岸部では、海から近い石巻市の文化センターが直接津波の被害を受けてしまったほか、東松島市でも収蔵施設が津波を受けて発掘資料が流出しました」

文化財ががれきとして処分されないように

平成23年3月下旬〜
文化財レスキュー事業を要請

文化財の発掘調査事業も入ったことから、復興交付金（25%）及び特別交付税措置（25%）により、発掘調査にかかる費用は全額が国の負担となった。

復興交付金の申請は市町村が行うこととされており、県が申請する場合は市町村と合同で行う必要があったため、それぞれの市町村と調整し、合同で申請を行った。

文化財保護課職員

「23年度後半に復旧・復興事業に伴う調査が発生した場合に備えて、23年度の国庫補助の増額について国と調整を行いました。これにより、下半期から個人住宅などの発掘調査に対応することが可能となりました」

「復興交付金は、市町から復興庁へというワンストップで、県が間に入らない形となったので、県が申請する場合は、それぞれの市町と一緒に申請することになりました。沿岸の13市町について申請した際には、それぞれの市町と調整を図りながら進めました。県と市町の役割分担については、県は、分布調査^{※1}と試掘調査^{※2}、市町は、確認調査^{※3}と本発掘調査^{※4}という形となりました」

※1 分布調査：計画敷地内を歩いて遺物の散布状況、地形の特徴等を観察することで、埋蔵文化財の有無を把握する掘削を伴わない調査。
※2 試掘調査：埋蔵文化財の有無を把握するための部分的な発掘調査。
※3 確認調査：埋蔵文化財の内容等を把握するための部分的な発掘調査。
※4 本発掘調査：現状保存できない埋蔵文化財の内容を記録にとりこめるための発掘調査。

全国から派遣職員が続々と

平成24年4月〜平成29年3月
発掘調査体制を強化

埋蔵文化財の取扱いに係る制度の弾力的な

津波や地震の揺れにより、多くの展示施設や収蔵施設が被災し、その状況が次第に明らかになった。被災した文化財は指定・未指定にかかわらず早急に保全する必要があるため、3月29日、県は文化庁に対して被災文化財等の救援要請を行った。

その結果、4月1日から東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）が実施され、4月後半から本格的に事業が開始された。文化庁が主体となり、県内の博物館等の職員や埋蔵文化財関係の職員が、各地において多数の被災文化財等の救出作業を行った。

当事業が平成24年度にて終了した後は、県内の博物館や教育委員会等を構成機関とする「宮城県被災文化財等保全連絡会議」（平成23年10月21日発足）の下、文化財の救出活動が継続されることとなった。

文化財保護課職員

「津波の被災を受けた収蔵施設から多くの土器などの資料が散逸している状況が明らかになりました。このままだとがれきとともに処分されてしまったため、文化財レスキュー事業において救援活動がなされました。4月から文化財の救出を開始し、県内の各博物館職員と埋蔵文化財職員、多方面からの協力により被災した資料を収集し、そして洗浄などの応急処置が行われました」

埋蔵文化財に係る問題点を協議

平成23年3月〜
被災3県による文化庁への要望

被害状況の把握を行いながら、今後の復興事業に伴う発掘調査の実施に当たり埋蔵文化財に

運用と、発掘調査費用の国の全額負担が決まる中、調査体制の強化も急がれた。三県一市会議において、自治法派遣職員による人的支援について文化庁に職員派遣の調整を依頼し、その結果、文化庁ルートで県に派遣された専門職員数はピーク時の平成25年で24人となった。

文化財保護課職員

「文化庁の調整により派遣されてきた県外自治体の技術職員は本県職員となり、宿舍から沿岸市町に出張して発掘調査に従事しました。最大時で今の文化財課職員の倍ぐらいの人数になりましたので、当時の担当には、派遣職員の体調・安全管理、給料、福利厚生面での業務も多く発生しました」

「全国からきた派遣職員からは、宮城県の調査の方法だけではなく、使う道具が違うなどの声もありました。専門職員は、職人気質の方が多くいて、相違する部分を調整しながら

係る要望を3月24日に国へ行った以降、複数回実施。

あわせて早期復興を推進するに当たり、埋蔵文化財の取扱いに大きな違いが生じないように、近隣県と調整を図るため、平成23年7月、文化庁主催で岩手・宮城・福島県の3県、及び仙台市による「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」（三県一市会議）が発足した。

同会議はその後、平成23年度から24年度にはおおむね1、2か月に1回程度、平成25年度から27年度は年に3、4回程度のペースで行われ、平成28年度までに計28回が開催され、「発掘調査基準の弾力化」「発掘調査費用の確保」「発掘調査体制の強化」の3点を中心に協議が行われた。

文化財保護課職員

「3月の段階で国に、『埋蔵文化財の取扱いにかかる制度の弾力的な運用』『財政支援』『発掘調査の専門職員の派遣』の3点について要望を出しました。その後、それらを具体的にどう取り扱っていくかを三県一市会議で協議・調整していくことになりました。第1回目（7月12日）に宮城県で行われ、そこから様々な検討が始まりました」

貴重な遺産を後世に残していく

平成23年6月〜
発掘調査基準の弾力化

埋蔵文化財は掘り起こすことで、遺跡が破壊され、その価値が損なわれてしまうことがあるため、通常は現状のまま保存することが好ましいとされている。

検討を重ねた結果、埋蔵文化財の取扱いにおける弾力的な運用として、復興事業に限り、工

ら進める必要がありました」

「宮城県の発掘調査はどのような方法か、最初によく聞かれました。本県の職員の中でも方法が微妙に異なるため、『この現場ではこの方法だけど、他の現場では違う方法だった』という戸惑いがあったようです。そこで各現場の特性に基づいた調査方法やその意図を説明し共有しました。その結果、発掘調査を円滑に進めることができ、大きな問題もなく期間内に完了することができたと実感しています」

知られざる遺跡から新発見が

平成24年4月〜
復興事業区域内の遺跡調査

県内には多数の遺跡があるため、復興事業の計画地に遺跡が含まれるケースも多く見られた。

復興事業に伴う発掘調査の進捗（仙台市除く）

	試掘・確認調査												対象遺跡数
	集中復興期間				復興・創生期間								
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3~		
住居関連	29	19	12	4	1	2							67
道路関連	県道等	1	1	8	8	10	9	8	9	1	3		58
	三陸道	4	1	3			1						9
	常磐道	11	1										12
常磐線		8										8	
ほ場関連		18	39	25	9	13	6	2	1			113	
漁業関連		1	1	6	3	17	6	5	1			40	
堤防関連		1	1	5	2	2		3	1			15	
その他		1										1	
合計	45	51	64	48	25	42	22	19	4	3		323	

試掘・確認調査（323遺跡）の結果、開発による影響が避けられない場合には本発掘調査（86遺跡）へ

	本発掘調査（着手時期）												対象遺跡数
	集中復興期間				復興・創生期間								
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3~		
住居関連	3	2	14	2									21
道路関連	県道等		4	1	4	4	1		2	2			18
	三陸道	4	1	2			2						9
	常磐道	11	1										12
常磐線		5	2									7	
ほ場関連			9	3		2						14	
漁業関連			1	2	1							4	
堤防関連								1				1	
その他													
合計	18	13	29	11	5	5		3	2			86	

出典：宮城県教育庁文化財課

被災した集落がそのまま高台に移転する場合は、職員が計画と照らし合わせて、事業区域に遺跡が含まれていないか、直接現地を確認した。

また未発見遺跡の存在が想定された場合は、試掘調査を早期に実施し、復興事業計画の早期推進と遺跡保護との両立を目指すこととなった。

文化財保護課職員

「市町の担当者や事業主体の方々と一緒に現地を歩いてみると、イメージと違う状況が多くありました。それまで周知はされていないことも正確にはどんな遺跡が知られていないことやほとんど調査もされていない場所をちょっと試し掘りすると、すごいものが出てくるようなケースが実は多くありました」

「造成をする場合に、地盤などの問題はありますが、貴重な文化財をできる限り、そのままの状態でも保存するように、なるべく削らないで造成してほしいという思いがありました。そのため、現地で状況を確認した上で、宅地の配置や取付け道路の位置について、計画を考慮してもらおうという提案や相談をしました。やむを得ず切土による造成に伴って本発掘調査となったのが、気仙沼市や南三陸町・石巻市・山元町での高台移転に伴う調査でした。逆に本発掘調査をしたことで、大きな調査成果がありました」

「高台移転事業に伴って調査をしたのが気仙沼市の旧唐桑の波怒乗館という遺跡です。何もないと安心していたのですが、裾の部分をおよそと掘ってみたら、白いものが出てきました。何だろうと思っていたら、貝塚の貝殻でした。実はそのときまで貝塚があるということとは全く想定していませんでした」

じました」

発掘が地域づくりに貢献

文化財保護課職員

「平成23年度頃は、遺跡の発掘調査があるから、復興事業が遅れるんじゃないかという報道もありました。しかし、その後、発掘調査の成果を公開していくと、地元の方から「こんなものが出てるんだね」などの声聞かれるようになりました。平成26年度ぐらいからはネガティブな報道もなくなり、山元町の合戦原遺跡のように、新たに見つかった『地域の宝』をまちづくりの中でどう生かそうかとか、そういった議論が変わってきたことがうれしかったです」

文化財の啓発活動を考える

文化財保護課職員

「発掘調査をする際、説明会などを開催しますが、地域の人たちに埋蔵文化財や遺跡について、どう発信していくか、地域の人たちに分かってもらうためには何をしなければいいのかわからないことを当然考えていきます。若い人たちもそのようなことを頭に入れながら、業務に当たってほしいです」

県がマンパワー不足の市町村を支援する

文化財保護課職員

「非常時に対応できるように、日頃から経験を積むことが大事ですので、特にマンパワーが不足している沿岸市町には、県が積極的に関わり、人材を育てるという視点での支援が必要であると感じました」

地域の歴史にとって重要な発見

平成24年度以降

線刻壁画の発見と保存

平成24年度以降、発掘調査が本格化し、気仙沼市波怒乗館遺跡、南三陸町新井田館跡、石巻市中沢遺跡、多賀城市山王遺跡、山元町熊の作遺跡等で貴重な調査成果があった。特に山元町合戦原遺跡では横穴墓から線刻壁画が発見される等、地域の歴史を考える上で重要な発見が相次いだ。

文化財保護課職員

「山元町の合戦原遺跡では、古墳時代後期から奈良時代にかけて作られた横穴墓が54基見つかりましたが、その中の一つの遺体を納める部屋の奥壁で、人や鳥、弓矢などをモチーフにした線刻壁画が発見されました。東北地方では、貴重な事例だったので、どのように保存できるか検討した結果、壁を剥ぎ取って移設することとなりました。この作業は発掘調査というよりは、自然科学、保存科学の分野になるので、文化庁や奈良文化財研究所東北歴史博物館の専門家の方々の指導を受けながら実施しました。現在は町の資料館に展示しています」

最終目標は報告書づくり

平成23年3月

発掘調査報告書の刊行

県教育委員会及び関係市町教育委員会では、必要最小限の内容とする復興調査報告書作成方針に基づき、おおむね順調に報告書を刊行した。また、復興交付金基幹事業に伴う発掘調査

事業者との連携が必要

文化財保護課職員

「事業を進めるためには、各種法律の手続があります。書類の手続、木を切る手続などがあって、その一つに発掘調査の手続もあります。事業を円滑に進めるためには、事業の全体像を把握した上で、発掘調査のスケジュールを組んだり、調査を優先する場所を事業者に提案したりするなど、事業者目線で考えることも、必要ではないかと感じています」

今後の災害対応に向けた取組等

遺跡情報及び復興発掘調査成果の発信

県では、遺跡範囲とその内容や復興発掘調査の成果を継続的に公開・発信することで、埋蔵文化財に対する県民への理解促進と普及啓発に努めている。

ウェブサイトには分布調査の成果に基づいた遺跡地図を作成して公開し、更新を行っている。また、復興発掘調査の進捗や成果を積極的に掲載している。発掘調査現場では主に地元の方々を対象に遺跡見学会や発掘調査体験会等を開催した。また、毎年春に県庁ロビーで開催している「宮城の発掘調査パネル展」では、当該年度の復興発掘調査の成果や意義を紹介している。更に、平成30年には山元町熊の作遺跡、令和2年には多賀城市山王遺跡等の復興発掘調査の成果を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、関係自治体に配布した。令和2年には復興発掘調査を取り上げた展覧会、みやぎの復興と発掘調

報告書については、基幹事業の工事完了までに刊行することが求められたが、事業期間内に刊行できないケースも出てきた。文化庁、復興庁等関係機関で協議した結果、報告書刊行に要する費用を本体事業から切り離し、別途、埋蔵文化財発掘調査事業（A-4事業）で改めて必要費用を申請し、予算を移し替えた。これにより、「復興・創生期間」が終了する令和2年度まで報告書作成期間を確保することができた。一方、それでも刊行できなかったものは、関係機関と協議の上、本体事業やA-4事業費を令和3年度に繰り越して対応している。

文化財保護課職員

「工事で壊される部分は発掘調査によって記録保存するので、ゴールは、その内容を取りまとめる報告書ということになります。この報告書作りも、体制が不十分な市町には、経験が少ない方や若手職員が多く、経験豊富な派遣・協力職員と一緒に作業をするのですが、派遣・協力職員が入り替わったりして、一貫した作業を進めることが難しかったこともありました。これについては県も市町の進捗管理に積極的に関わったり、協働したりすることで、事業期間内に着実に終わらせるよう、今も進めているところです」

「室内作業より発掘調査を早く終わらせてほしいとの事業者からの要望が多いので、発掘調査を優先させることとなりました。通常、工事が終わると事業も終わります。しかし遺構・遺物がたくさん発見された遺跡の中には、報告書を取りまとめる期間が、事業期間よりも長くかかってしまうというケースもありました」

「東北歴史博物館で開催し、約1500人の来場者があった。」

各種基準・マニュアルの策定

県では、非常時・緊急時に際して、状況に即した迅速な取組ができるよう各種の基準・マニュアルの策定に取り組んでいる。平成26年には、全国から派遣職員を含めた全職員の発掘調査現場における安全管理を徹底するため、「発掘調査安全管理マニュアル」を策定した。また平成31年には、発掘調査を一連の工程及びその根拠を「宮城県埋蔵文化財発掘調査標準」としてまとめた。

現在は、民間事業者との連携によって発掘調査の更なる効率化を図るための「発掘調査民間委託導入基準」、発掘調査の作業に必要な経費の基準を定め、発掘調査費用の積算を正確かつ迅速に行うための「発掘調査費用積算基準」等の各種基準の策定を進めている。

震災記録集の制作・刊行

東日本大震災での対応や課題を記録に残し、今後の災害等への取組に生かすために「東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録（総括編）」の作成を進めており、令和5年度に刊行することとしている。

参照

- 記録誌等
- ・東日本大震災―宮城県の6か月間の災害対応とその検証―（宮城県総務部危機対策課・平成24年3月）
- ・東日本大震災（続編）―宮城県の震災6か月後から半年間の災害対応とその検証―（宮城県総務部危機対策課・平成25年3月）

災害対応の経験から学んだこと

想定していない遺跡の使われ方も

文化財保護課職員

「あまり想定していなかったこともありましたが、沿岸の方で火葬が間に合わないということで、遺跡内での仮埋葬について問合せがありました。また、遺跡内での仮設住宅の建設についても問合せがありました。遺跡内でも影響がない方法をお願いしていました。今回のことも踏まえ、今後の対応を考えていく必要性を感じました」

地域再建を優先しながら文化財保護

文化財保護課職員

「地元の方々と接する際、うまくコミュニケーションが取れておらず、その後に何が建設される予定なのか把握していませんでした。本来であれば、そういったことを考慮しながら調査を進めるべきところもあり、地元目線を大切に、地元の再建を優先ということを意識しながら、文化財を取り扱い、事業を進めて行かなければならないと実感しました」

発掘調査マニュアルを平時から準備

文化財保護課職員

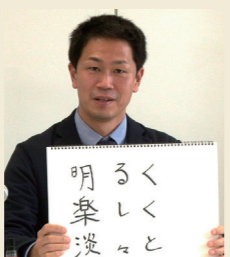
「マニュアルが全てではないですし、マニュアルを使わなくてもできる方は一定数います。しかし、全国から初めて宮城県にきて調査する方や若手の職員で、発掘調査の経験があまりない方にとっては、マニュアルは非常に役立つため、平時から用意する必要があると感じ

東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録（中間報告）（宮城県教育庁文化財保護課・平成29年12月）

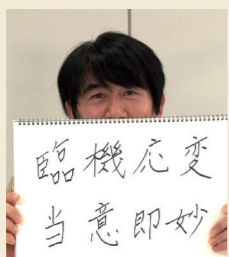


後輩たちへのメッセージ

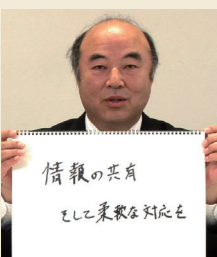
※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの



文化財保護課



文化財保護課



文化財保護課